

3 八女市地域福祉計画策定委員会要綱

平成24年11月2日 決裁

改正 平成28年9月29日 決裁

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、八女市地域福祉計画を策定するに当たり、八女市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、八女市地域福祉計画の策定に関する事項を調査審議し、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 八女市民生委員児童委員連絡協議会代表
- (2) 八女市行政区長会代表
- (3) 八女市未来づくり協議会代表
- (4) 八女市老人クラブ連合会代表
- (5) 保健及び医療機関の代表
- (6) 八女市内で社会福祉事業を経営する者
- (7) 高齢者支援、障害者支援、子育て支援等の活動に従事する者
- (8) 八女市市民福祉部長
- (9) 知識及び経験を有する者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の報告が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

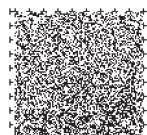
(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(下部組織)

第7条 委員会には、下部組織として八女市地域福祉計画策定ワーキングチームを置く。



(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月2日から施行する。

附 則（平成28年9月29日決裁）

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。

4 八女市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成25年4月23日制定

八女社協要綱第1号

(主旨)

第1条 この委員会は、社会福祉法人八女市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第19条に基づき設置し、地域福祉活動計画の策定に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について必要な調査検討を行い、会長に報告する。

(1) 八女市地域福祉活動計画の策定に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉を推進するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者の中から会長が委嘱する。

(1) 八女市民生委員児童委員連絡協議会代表者

(2) 八女市行政区長会代表者

(3) 八女市未来づくり協議会代表者

(4) 福祉団体の代表者

(5) 高齢者、しうがい者、子育ての支援等に関する知識を有するもの

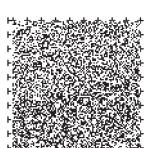
(6) 保健・医療・福祉施設等の代表者

(7) 八女市関係行政職員

(8) 八女市社会福祉協議会役職員

(9) 学識経験を有する者

(10) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者



(任期)

第4条 委員の任期は、会長への報告が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、またはかけたときは、その会務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(費用弁償及び旅費)

第8条 委員には、本会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程、旅費支給規程の定めるところにより報酬及び旅費を支給する。

(庶務)

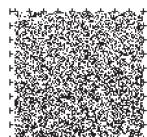
第9条 委員会の庶務は、本会本所の総務係、地域福祉係において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。



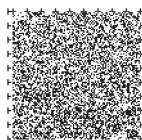
5 八女市地域福祉策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

[会長] 伊藤 正雄 (H28年10月7日～) 樋口 欣榮 (H29年3月22日～)

[副会長] 萩沢 友一

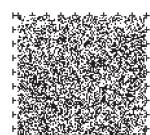
番号	所属	役職名	氏名	備考
1	八市民生委員児童委員連絡協議会	会長	伊藤 正雄 樋口 欣榮	H28年10月7日～ H29年3月22日～
2	八市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員部	主任児童委員 部長	牛島 カズミ 江崎 直美	H28年10月7日～ H29年3月22日～
3	八市行政区長会 代表	川崎校区 行政区長会代表 三河校区 行政区長会代表	山下 繁 松延 淳之	H28年10月7日～ H29年9月1日～
4	八市未来づくり協議会	会長	草場 雄二郎 田島 富士雄	H28年10月7日～ H29年9月1日～
5	八市老人クラブ連合会	会長	松崎 重治 立野 信一	H28年10月7日～ H29年9月1日～
6	一般社団法人 八筑後医師会代表 医療法人慈母会 池田レディスクリニック	院長	池田 雅紀	
7	社会福祉法人 八女福祉会 特別養護老人ホーム 八女の里	理事長兼 施設長	松尾 宗敏	
8	社会福祉法人 上横山保育会 障害者支援施設 蓮の実団地	施設長	田川 晴基	
9	八市保育協会代表 社会福祉法人 専勝会 あゆみ保育園	理事長兼 園長	佐々木 俊磨	
10	社会福祉法人 八市社会福祉協議会	常務理事	伊藤 芳浩	
11	ふれあいサロン支援者の会 サロンティア	代表	中村 和代	
12	NPO法人 八地区障害者 相談支援センター リーベル	理事長	西原 洋文	
13	子育ちネットワークやめ	代表	田代 利衣	
14	八市市民福祉部	部長	小波 慶一郎 坂井 明子	H28年10月7日～ H29年9月1日～
15	西南学院大学 人間科学部 社会福祉学科	准教授	萩沢 友一	

任期：平成28年10月7日～委員会報告終了まで

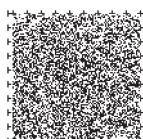


6 計画策定経過

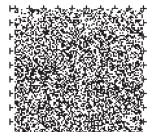
開催日	会議／調査	内容
平成 28 年 5月 12 日	社会福祉協議会活動計画推進委員会	第 1 次活動計画推進状況報告
平成 28 年 9月 26 日	平成 28 年度第 1 回ワーキングチーム会議	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の趣旨と方法について
平成 28 年 10月 7日	平成 28 年度第 1 回策定委員会	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の趣旨と方法について
平成 28 年 10月 12 日	地域懇談会開催研修	地域懇談会の開催及び進行について
平成 28 年 11月 1日	関係団体ヒアリング（インタビュー）	八女市民生委員児童委員連絡協議会
平成 28 年 11月 7日	関係団体ヒアリング（インタビュー）	ファミリーサポート会員
平成 28 年 11月 7日	関係団体ヒアリング（インタビュー）	八女市母子寡婦福祉会
平成 28 年 11月 10日 ～11月 24 日	住民アンケート	
平成 28 年 11月 16 日	関係団体ヒアリング（インタビュー）	八女市在宅介護者の会
平成 28 年 11月 18 日	地域懇談会	上妻地域
平成 28 年 11月 18 日	地域懇談会	三河地域
平成 28 年 11月 21 日	地域懇談会	串毛地域
平成 28 年 11月 22 日	地域懇談会	笠原地域
平成 28 年 11月 24 日	地域懇談会	上陽地域
平成 28 年 11月 24 日	関係団体ヒアリング（インタビュー）	八女日本語教室
平成 28 年 11月 25 日	関係団体ヒアリング（インタビュー）	ボランティア連絡協議会（上陽）
平成 28 年 11月 28 日	地域懇談会	忠見地域
平成 28 年 11月 28 日	地域懇談会	黒木地域
平成 28 年 11月 29 日	地域懇談会	福島地域



開催日	会議／調査	内容
平成 28 年 11 月 30 日	地域懇談会	矢部地域
平成 28 年 12 月 3 日	地域懇談会	岡山地域
平成 28 年 12 月 5 日	地域懇談会	北山地域
平成 28 年 12 月 5 日	地域懇談会	大淵地域
平成 28 年 12 月 6 日	地域懇談会	木屋地域
平成 28 年 12 月 7 日	関係団体ヒアリング (インタビュー)	八女市老人クラブ連合会
平成 28 年 12 月 8 日	地域懇談会	豊岡地域
平成 28 年 12 月 8 日	地域懇談会	星野地域
平成 28 年 12 月 13 日	地域懇談会	光友地域
平成 28 年 12 月 22 日	関係団体ヒアリング (インタビュー)	地域づくり協力隊
平成 29 年 1 月	分野別課題調査	
平成 29 年 1 月 13 日	関係団体ヒアリング (インタビュー)	子育ちネットワークやぬ
平成 29 年 1 月 17 日	地域懇談会	白木地域
平成 29 年 1 月 19 日	関係団体ヒアリング (インタビュー)	しょうがい当事者の家族会 えん（児童対象）
平成 29 年 1 月 19 日	関係団体ヒアリング (インタビュー)	八女市身体障害者福祉協会
平成 29 年 1 月 20 日	地域懇談会	辺春地域
平成 29 年 1 月 24 日	関係団体ヒアリング (インタビュー)	しょうがい当事者の家族会 のぞみ会
平成 29 年 1 月 25 日	関係団体ヒアリング (インタビュー)	しょうがい当事者の家族会 あごら（幼児対象）
平成 29 年 1 月 26 日	関係団体ヒアリング (インタビュー)	八女市サロン支援者の会
平成 29 年 1 月	関係団体ヒアリング (調査票配布回収)	



開催日	会議／調査	内容
平成 29 年 1月 27 日	地域懇談会	川崎地域
平成 29 年 2月 9 日	地域懇談会	八幡地域
平成 29 年 2月 25 日	地域懇談会	長峰地域
平成 29 年 3月 2 日	平成 28 年度第2回 ワーキングチーム会議	第 1 次計画の進捗状況の確認 各調査結果の報告
平成 29 年 3月 22 日	平成 28 年度第2回 策定・推進委員会	第 1 次計画の進捗状況の報告 各調査結果の報告
平成 29 年 5月 24 日	第 1 回地域福祉 ワークショップ	現状課題の整理
平成 29 年 6月 14 日	第 2 回地域福祉 ワークショップ	現状課題の確認
平成 29 年 6月 28 日	第 3 回地域福祉 ワークショップ	方策案の検討
平成 29 年 7月 26 日	第 4 回地域福祉 ワークショップ	取り組みと役割分担の検討
平成 29 年 8月 18 日	平成 29 年度第1回 ワーキングチーム会議	計画骨子案の検討
平成 29 年 9月 1 日	平成 29 年度第 1 回 策定委員会	計画骨子案の協議
平成 29 年 9月 11 日	第 1 回社協作業部会	地域福祉活動計画（第5章） 課題分析・検討
平成 29 年 9月 26 日	第 2 回社協作業部会	地域福祉活動計画（第5章） 素案協議
平成 29 年 10月 5 日	臨時（本庁各課） ワーキングチーム会議	計画素案の検討
平成 29 年 10月 16 日	第 3 回社協作業部会	地域福祉活動計画（第5章） 素案協議
平成 29 年 10月 31 日	平成 29 年度第2回 ワーキングチーム会議	計画素案の検討
平成 29 年 11月 13 日	平成 29 年度第 2 回 策定委員会	計画素案の協議
平成 29 年 12月 11 日	平成 29 年度第3回 策定委員会	計画素案の修正 パブリックコメントの実施について
平成 29 年 12月 25 日 ～30年 1月 26 日	パブリックコメント	
平成 30 年 2月 23 日	平成 29 年度第4回 策定委員会	計画案の協議・承認



7 用語解説

あ行

●アウトリーチ

地域で福祉等の支援が必要であるにも関わらず、自発的に支援を求める対象者に対し、医療・福祉関係者等が直接出向いて積極的に制度の狭間や支援につながりにくい生活課題などを確認しながら援助を活用するよう動機づけ、専門的援助を提供する援助法のことを行う。

●運営適正化委員会

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるサービスに係る処遇の内容に関する苦情、福祉サービス利用契約の締結、履行または解除に関する苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査もしくはあっせんまたは福岡県知事への通知を行う。

●NPO（法人）

‘NPO’は、‘Nonprofit Organization’の略で、直訳すると「営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

か行

●介護保険制度

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大、福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張などを背景に、介護の社会化を目的として平成12年から開始された社会保険方式による強制加入の制度。保険者は八女市であり、65歳以上の人を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。

●介護療養型医療施設

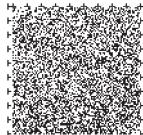
介護保険法に基づく、慢性疾患を有し、長期の療養が必要な人のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることが出来る。特別養護老人ホームや介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度が高い人を対象にしている。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険法に基づく、65歳以上の人であって、身体上または精神上著しいしうがいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入れ所させる施設。

●介護老人保健施設（老人保健施設）

介護保険法に基づく、入所する要介護者に対し、看護、医学管理の下における



機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

●学童保育所

労働などの事情により専門保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休業中、保護者に代わって保育を行う施設。

●共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法に基づく、しうがいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。グループホームとも呼ばれる。

●居宅介護

障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。

●居宅介護支援

介護保険法に基づく、介護を必要とされる人が、自宅で適切にサービスを利用出来るように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などにそってケアプランを作成したり、様々な介護サービスの連絡・調整などを行うサービス。

●苦情解決制度

社会福祉法に社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を設置すると共に、社会性や客觀性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

●軽費老人ホーム（ケアハウス）

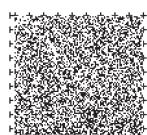
軽費老人ホームは、身寄りがない、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者が「自治体の助成を受ける形」で、比較的低額な料金で入居出来る福祉施設。

●行動援護

障害者総合支援法に基づく、行動に著しい困難を有する知的しうがいや精神しうがいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービス。

●子育て支援拠点施設

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。



さ行

●災害ボランティアセンター

災害発生時に設置され、被災者、被災地の復旧復興のため、被害状況に応じてボランティアの募集や派遣調整、関係機関との連絡調整を行う災害復興支援に特化した臨時のボランティアセンター。

●自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方につけて、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、避難誘導、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

●児童委員

児童福祉法に基づき、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う者で民生委員が兼務する。また、一部の民生委員児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

●児童発達支援

児童福祉法に基づく、しうがいのある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することが出来るよう、しうがいのある子ども本人の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うサービス。

●児童扶養手当

父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当。

●社会資源

生活するうえでおこる様々な問題の解決を図り、人々のニーズを充足することを目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

●社会福祉法

わが国における社会福祉を目的とする事業の基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定と共に、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るために規定が定められている。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

